

◎新潟県教育委員会訓令第5号

新潟県立学校長に専決させる事務を定める規程（平成7年9月新潟県教育長訓令第15号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
新潟県立学校長に専決させる事務 (1) (略) (2) <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u> をすること。 (3) (略)	新潟県立学校長に専決させる事務 (1) (略) (2) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u> をすること。 (3) (略)